

新生児搬送車運転業務マニュアル

埼玉県立小児医療センター

1 搬送車出動直前の業務

- (1) 医師からの出動の指示を受ける
- (2) 出動先医療機関名、住所、電話番号、搬送経路を確認する。
- (3) 外部電源のコンセントを外す。
- (4) 搬送車を救急入口に移動する。

2 搬送車運転中の業務

- (1) 車内灯を点灯する。
- (2) 車内温度を調整する。
- (3) 緊急走行の指示を受けた場合、警光燈（赤色灯）、サイレンの操作を行う。
- (4) 医師等の指示に基づき、電源等の操作を行う。

3 医療機関到着後の業務

- (1) 医師等の指示に従い、保育器、ストレッチャー等を車外に搬出するか確認する。
- (2) 車内保温のため、扉を閉める。
- (3) 待機中の業務について医師等の指示を仰ぐ。

4 小児医療センター帰還後の業務

- (1) 搬送車を車庫に移動させる。
- (2) 到着時刻・移動距離を運行管理簿に記入する。

5 緊急走行に際しての配慮事項

- (1) サイレン、車載マイクの適正な使用
- (2) いかなる走行時でも危険予測運転の実施
- (3) 交差点、踏切等での安全確認と徐行の徹底
- (4) 右左折時の安全確認と減速
- (5) 一般車両追い越し時の対向車両と追い越し車両の動向注視
- (6) 必要に応じて同乗者に安全確認等の助手役指示

6 車両事故時の対応

運転者は、安全運転を徹底し、事故にあわないための運転操作をしなければならないが、事故発生時は、以下のとおり対応するものとする。

(1) 接触事故のみで走行可能な場合

- ① 運転者は、警察へ110番通報し、救急搬送中であることを説明し、救急搬送を続行することを伝える。
- ② 相手の運転手に救急搬送中であることを説明し、事故連絡票の記入を依頼する。
- ③ 事故連絡票を相手の運転手に渡し、搬送を続行する。
- ④ 運転者は、小児医療センター管財担当へ事故の連絡をする。
- ⑤ 運転者は、患者搬送終了後、現場に駆けつけ対応する。

(2) 接触事故のみで走行不能の場合

- ① 運転者は、消防へ119番通報し、搬送していた患者のための救急車の出動を要請する。
- ② 運転者は、警察へ110番通報し、相手方に別紙「事故連絡票（控）」の記入を依頼する。
- ③ 救急車が到着したら、搬送中の患者を救急車に移し替え、医師等が同乗し、搬送を継続する。
- ④ 運転者は、小児医療センター管財担当へ事故の連絡をする。
- ⑤ 運転者は、搬送車とともに現場に待機し、事故の対応をする。

(3) 相手方が負傷している場合

- ① 運転者は、消防へ119番通報し、負傷している相手方のための救急車と搬送中の患者のための救急車の2台の出動を要請する。
- ② 運転者は、警察へ110番通報する。
- ③ 救急車が到着したら、搬送中の患者を救急車に移し替え、医師等が同乗し、搬送を継続する。
- ④ 運転者は、小児医療センター管財担当へ事故の連絡をする。
- ⑤ 運転者は、搬送車とともに現場に待機し、事故の対応をする。